

第 2 部

障害者施策の方向性について

< 品 川 区 障 害 者 計 画 >

第1章

基本理念

自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ

～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～

障害者基本法の目的は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ものとされています。

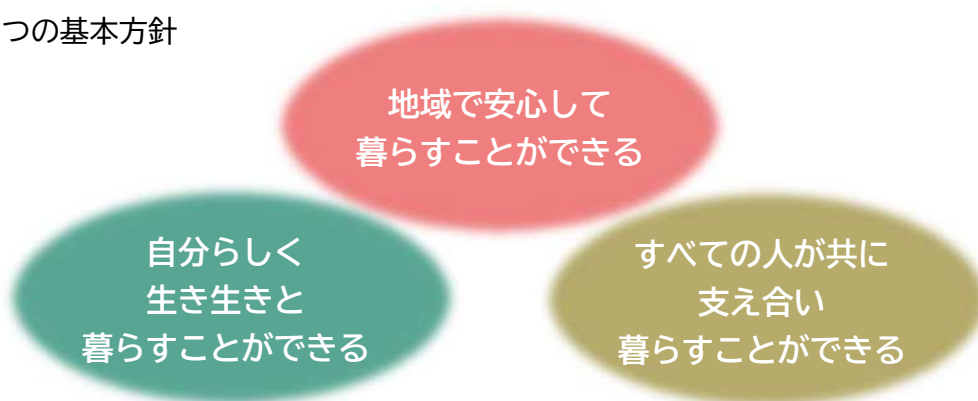
本区では、『自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ ～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～』を基本理念とし、障害のあるなしに関わらず、すべての人が分け隔てなく地域で共に暮らす共生社会の実現を目指して、今後の障害者施策を推進していきます。

第2章

基本方針

基本理念に掲げる共生社会を実現するため、「地域で安心して暮らすことができる」、「自分らしく生き生きと暮らすことができる」、「すべての人が共に支え合い暮らすことができる」を基本方針として、今後の障害者施策の展開を図っていきます。

■3つの基本方針



基本方針1

地域で安心して暮らすことができる

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、困ったときに気軽に相談できること、必要なときに質の高い障害福祉サービスが提供されること、災害に備えることなど生活全般にわたる幅広い支援が必要となります。

そのため、相談支援の充実、障害福祉サービス等の充実、障害のある子どもへの支援の充実、安全・安心な暮らしの確保などに取り組み、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるように、包括的な支援体制の整備を進めます。

基本方針2

自分らしく生き生きと暮らすことができる

自分らしく生き生きと暮らすことができるためには、障害のある人が希望する生活や生き方を自ら選択・決定することを尊重し、また、意思と選好の最善の解釈に基づく意思決定支援を提供して、本人の希望する生活を実現することができる環境が必要となります。

そのため、社会参加の促進や就労支援の充実などに取り組み、障害のある人が自分らしく生き生きと暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

基本方針3

すべての人が共に支え合い暮らすことができる

障害のあるなしに関わらず、地域のすべての人が共に支え合いながら暮らすためには、お互いのことをよく理解し、考え方や生き方などの理解に努めること、そして、相手の立場に共感し支えあいや助け合いの気持ちを持って接することが必要となります。

そのため、障害理解を促進して障害者への差別・偏見などの社会的バリア（社会的障壁）を無くし、地域および教育の場においてインクルージョンを推進することにより、すべての人が共に支え合って暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

第3章

施策体系

基本理念	基本方針	施策の方向性
くだれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ 自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ	地域で安心して暮らすことができる	地域生活の支援の充実・意思決定支援の推進
		保健・医療・福祉の連携の推進
		安全・安心な生活環境の整備
		防災・防犯等の推進
	自分らしく生き生きと暮らすことができる	雇用・就業の支援
		情報アクセシビリティの向上 および意思疎通支援の充実
		文化芸術活動・スポーツ等の振興
	すべての人が共に支え合い暮らすことができる	差別解消、権利擁護の推進および虐待の防止
		行政等における配慮の充実
		教育の振興

(1) 地域生活の支援の充実・意思決定支援の推進

自ら意思を決定および表明することが困難な障害のある人に対して、必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、地域で必要な相談を受けることができるように支援します。

また、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備を進め、障害のある人の自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援を促進します。

【主な内容】

- 意思決定支援の促進
- 相談支援の充実
- 地域生活への移行・継続の支援
- 障害福祉サービス等の充実
- 障害のある子どもへの支援の充実

(2) 保健・医療・福祉の連携の推進

精神障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど医療的支援を受ける障害のある人が地域で安心して暮らせるように、分野を超えた多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の連携強化に取り組めます。

また、精神障害のある人が地域の一員として、安心して暮らせるように、保健、医療、福祉、就労、居住等が包括的に支援する精神障害にも対応した地域包括ケアを推進します。

【主な内容】

- 障害特性に応じた専門相談の充実
- 保健・医療・福祉の連携強化
- 精神障害にも対応した地域包括ケアの推進

(3) 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が地域で安全・安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者グループホーム整備等の住まいの確保、歩道や建物などのバリアフリー化、障害者に配慮したまちづくり等を推進し、障害のある人の生活環境における社会的バリア（社会的障壁）の除去を進めます。

【主な内容】

- グループホーム整備などによる住まいの確保
- 歩道や建物などバリアフリー化の推進
- 障害のある人に配慮したまちづくりの推進

(4) 防災・防犯等の推進

障害のある人が地域において、安全・安心して暮らすことができるよう、日常から地震・風水害等の備えなどの防災対策に取り組むとともに、未然に障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、注意喚起のための情報提供などを行います。

【主な内容】

- 防災対策の推進
- 犯罪被害、消費者被害の防止

(5) 雇用・就業の支援

働く意欲がある障害のある人が、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労機会の確保や就労支援の充実を図るとともに、就労が継続できるように支援します。

また、福祉的就労を希望する人に対しては、就労先確保のために就労継続支援事業所の整備など福祉的就労の充実を図ります。

【主な内容】

- 就労支援の推進
- 就労継続の支援
- 多様な働き方の推進
- 福祉的就労の充実

（６）情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実

障害のある人が必要とする情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害のある人に配慮した情報やサービスの提供等に取り組み、情報アクセシビリティの向上を図ります。

また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話研修の実施など意思疎通支援の充実を図ります。

【主な内容】

- わかりやすい情報の提供
- 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

（７）差別解消、権利擁護の推進および虐待の防止

すべての人が共に支え合いながら暮らす共生社会の実現に向け、社会のあらゆる場面において障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を進めるため、障害者差別解消法に関する広報・啓発活動を積極的に推進します。

また、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを着実に推進します。

【主な内容】

- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 権利擁護の推進、虐待の防止
- 合理的配慮の提供の充実・促進

（８）文化芸術活動・スポーツ等の振興

文化芸術活動およびスポーツへの参加は、障害のある人の生活を豊かにするだけでなく、活動を通じた地域の人々との交流により、障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進が期待できます。

そのため、障害のあるなしに関わらず、誰もが文化芸術活動やスポーツ活動に親しめる機会を創出するなど環境づくりに取り組んでいきます。

【主な内容】

- 文化芸術活動の充実
- スポーツ・健康増進活動の充実

(9) 行政等における配慮の充実

障害のある人が区の窓口で合理的配慮の提供など、適切な支援を受けることができるように区職員の障害への理解促進に取り組みます。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の理念を踏まえて、手話通訳者の配置、筆談器の設置等による意思疎通の支援、分かりやすい案内表示など障害のある人が情報を取得・利用しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な内容】

- 行政窓口での合理的配慮の提供
- 行政手続きの際の意思疎通手段の確保
- 障害特性に応じた情報提供の充実

(10) 教育の振興

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指し、適切な支援を行うための教育環境の整備を進めるとともに、障害への理解を深めるための取り組みの推進や合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

【主な内容】

- インクルーシブ教育システムの推進
- 教育環境の整備